



各種相談・税金

くらしの相談窓口

| 相談名 | 相談内容 | 実施場所 | 連絡先 |
|--|--|--|-------------------------------------|
| 心配ごと相談 | 人生、家族、対人関係、金銭トラブルなどのさまざまな悩みや心配ごと | 長与町社会福祉協議会 | ☎883-7755 |
| 無料法律相談 | 家庭内のめめごと、対人関係、金銭トラブルなどのさまざまな悩みや心配ごと | 長与町社会福祉協議会 | ☎883-7755 |
| 人権相談 | 家庭内のめめごとや隣近所とのトラブルなどの悩みや心配ごと | 長与町公民館、上長与地区公民館、長与北部地区多目的研修集会施設、長与町ふれあいセンターの4施設を巡回 | 長与町役場 総務課 ☎801-5781 |
| 行政困りごとなんでも相談 | 道路・医療保険・年金福祉・登記・雇用・郵便・運輸通信・公害など、国の仕事やその手続き、サービスに関する苦情や意見・要望 | 長与町ふれあいセンター | |
| 子ども・子育て電話相談 ・親子ホットライン ・長与子どもホットライン ・子ども家庭110番 ・ヤングテレホン | 子ども自身や保護者からの、学校生活や養育に関する相談 | 長崎県教育センター | ☎0120-72-5311 |
| | | 長与町教育委員会 | ☎883-5161 |
| | 教育上の悩み、子どもの性格・行動、虐待などの問題について | 長崎こども・女性・障害者支援センター | ☎844-1117 |
| | 子どもの問題行動、非行などについて | 県警察本部 | ☎0120-78-6714 |
| 子育て世代包括支援センター | お子さまの育ちや子育てに関する全般的な相談のワンストップ窓口です。どこへ相談したらよいか迷ったときはこちらへご相談ください。 | 役場こども政策課 | ☎801-5881 |
| ひばり学級 | 就学前のお子さまの発達や子育てに不安がある親子に対する相談 | ひばり学級 | ☎855-8568 |
| こども医療電話相談 #8000 | 夜間の子どもの病気やケガにどう対処したらいいか、家で様子を見るべきか、病院へ行くべきか迷った時に電話による相談を受け付けています。看護師のアドバイスを受けることができます。 | 長崎県医療政策課 095-895-2461 | ☎#8000 ☎095-822-3308 (ダイヤル回線) |
| 消費生活相談 | 商品やサービスの購入契約、販売方法などについてのトラブルの相談 | 役場地域安全課 | ☎188 ☎801-5662 |
| 住まいの相談 | ・新築・中古住宅に不具合があるようで心配だ ・リフォーム工事に不具合があるようで心配だ | 住まいるダイヤル (東京都千代田区) | ☎0570-016-100 ☎03-3556-5147 |
| 警察安全相談電話 | ストーカー事案・夫婦間の暴力・児童虐待・少年非行・悪質商法・交通問題などの相談 | 長崎県警察本部 | ☎#9110 ☎823-9110 |
| 法的トラブルに関する相談 | 法的トラブルを解決するのにどのような方法があるのかわからない、どこに相談すればよいか分からない | 日本司法支援センター「法テラス」 | ☎0570-078374 (一般) |
| | | | ☎0570-079714 (犯罪被害者) |



各種相談・税金



広告



もりなが協同法律事務所
Morinaga Kyodo Law Office

例えば、こんな悩みを抱えていませんか？

●借金、過払 ●離婚、相続 ●交通事故 など

～長崎県弁護士会所属～

弁護士 森永正之
弁護士 小泉朋子



まずはお電話でご予約下さい 平日: AM 9:00～PM 5:00

TEL 095-825-2701

初回相談: 60分まで5,500円(税込)

法テラスの無料相談も取り扱っております。(利用基準あり)

長崎市元船町13番5号 第2森谷ビル2階 [もりなが協同](#) [検索](#)

町税の納付場所と口座振替

▶ 町税の納付場所について

町税の納付は下記の場所で行っています。

① 本店、各支店および出張所で納められる場所

十八親和銀行、長崎銀行、たちばな信用金庫、長崎三菱信用組合、九州労働金庫、長崎西彼農業協同組合(順不同)

② 九州(沖縄県を除く)の各ゆうちょ銀行

※郵便振込用紙を利用した場合は全国のゆうちょ銀行で納められます。(ATMを利用する場合は、ショッピングセンターや駅など、ゆうちょ銀行外にあるATMは対応していませんのでご注意ください)

③ コンビニエンスストア

納付ができるコンビニ店舗につきましては、納付書裏面に記載しておりますのでご確認ください。

◆ コンビニで使用できない納付書

- 納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- 納付書にバーコードが印刷されていないもの
- 金額が訂正されているもの
- 納付期限が過ぎているもの
- 破損・汚損などによりバーコードが読み取れないもの

◆ コンビニで納付するときの注意点

- コンビニ納付は、バーコードが印刷されている納付書に限ります。
- 納付の際は、手数料はかかりません。
- 領収証書とは別にコンビニのレジでレシートが発行されますので、必ず受け取ってください。

④ スマートフォン決済アプリ

下記スマートフォンアプリにて、納付書に印字されたバーコードを読み込むことで支払いができます。

- PayPay
- LINEPay

※詳しい利用方法については、各アプリの公式サイトで確認ください。

◆ ご利用の際の注意点

- 決済手数料は無料ですが、通信料は有料となります。
- 納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合、ご利用できません。
- 納付手続き後に納付を取り消すことはできません。
- アプリで納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニで納付してください。

※軽自動車税(種別割)については、納付後に軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用)を送付いたします。

- 納付履歴は各アプリの「利用明細」で確認してください。
- 金融機関やコンビニの窓口でアプリを提示しての納付はできません。
- バーコードが印字されていない納付書、納期限が過ぎている納付書はご利用できません。
- アプリで納付された後は納付書が手元に残りますので二重納付にご確認ください。

⑤ 役場会計課

▶ 口座振替について

口座振替とは、あなたに代わって金融機関が町税を納期ごとに、あなたが指定した預金口座などから自動的に振り替えて納税する制度で、納期のたびに金融機関などへ出かける手間が省けて大変便利です。

一度手続きをされますと、翌年度以降は自動的に更新されます。

ただし、固定資産税・都市計画税の共有者が変更になったり、相続などにより所有者が変更になったりした場合などには、再度手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

町税などの納付には、便利・安全・確実な口座振替で！

◆ 申込方法

長与町口座振替納付依頼書(口座振替の申込用紙)は、町内の金融機関などの窓口や役場税務課に備えておりますので、必要事項を記入の上、取引口座の印鑑を押し、納税通知書・預(貯)金通帳と一緒に金融機関などへ提出してください。

なお、申込みから振り替え開始までの手続きに約1か月を要しますのでご注意ください。(申込みのできる金融機関などは、町税の納付場所に指定されている金融機関などです)

◆ 変更・取消

指定口座の変更または口座振替を取りやめる場合は金融機関にて手続きが必要です。

◆ 振替日(口座から引き落とす日)

納期の末日(休日の場合は翌営業日)です。

なお、振替日に預貯金残高が不足していますと振り替えができませんので、納期月には指定された預金口座などの預貯金残高にご確認ください。

振り替えができなかった場合は、後日お送りする「振替不能通知書または再発行の納付書」にて現金で納めてください。振り替えの確認は、通帳の記帳によりご確認ください。

税金

問 税務課

▶ 個人町県民税

1月1日現在で長与町内に住んでいる方に、前年の所得に応じて課税されるものです。

◆ 納期限

1期:6月末日 2期:8月末日 3期:10月末日
4期:1月末日

▶ 固定資産税・都市計画税

1月1日現在で、長与町に土地、家屋または償却資産を所有している方に課税されるものです。

◆ 納期限

1期:4月末日 2期:7月末日 3期:12月25日
4期:2月末日

※評価替え年度は、1期分の納期限が5月末日となります。

▶ 軽自動車税(種別割)

4月1日現在で、バイクや軽自動車などを所有している方に課税されるものです。

◆ 納期限 5月末日

▶ 各種税証明書の発行

◆ 役場税務課窓口にて発行します。

本人または同一世帯員による請求の場合は申請書だけでかまいません。それ以外の方が請求するときは、本人が作成した委任の旨を証する委任状が必要です。

※窓口では、窓口にくられた方の本人確認のため、身分証(運転免許証・保険証など)の提示を求めます。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。



町税の各種証明書

問 税務課

▶ 申請書などのダウンロード

申請書や委任状の様式は、町ホームページからダウンロードできます。(便利なサービス→申請書ダウンロード→税務課)

▶ 証明の交付を請求できる人

証明の内容は、個人情報にかかわることですので、証明を請求できる方は、次の人に限られます。

- ①本人(納税管理人、相続人(※)、共有者を含む)
 - ②本人から依頼された同意書や委任状を持参された方
 - ③同居の配偶者、親、子で、本人から依頼があったと認められる方
 - ④法人の場合は、代表権のある方(それ以外は、委任状または社員証の提示が必要)
- (※)相続人の方が申請される場合は、相続権が確認できるもの(戸籍・除籍謄本など)が必要です。

▶ おもな証明の種類と手数料

| 証明書の種類 | 手数料(1件あたり) |
|----------------------|------------|
| 所得証明書 | 300円 |
| 課税証明書(非課税証明書を含む) | 300円 |
| 営業証明書 | 300円 |
| 納税証明書 | 300円 |
| 車検用軽自動車税(種別割)納税証明書 | 無料 |
| 完納証明書 | 300円 |
| 評価額証明書 | 300円 |
| 公課証明書 | 300円 |
| 住宅用家屋証明(専用住宅証明) | 1,300円 |
| 課税台帳登載証明書(未登載証明書を含む) | 300円 |
| 字図写(公図) | 300円 |
| 一筆図 | 400円 |
| 名寄台帳写 | 300円 |

【注意点】

- 納税証明には、年度ごと・税目ごとに証明するものと、完納証明の2種類があります。完納証明とは、証明をする日において、納期限が到来しているもの全てに滞納がないこと(完納していること)の証明です。
町が納付を確認できるまでに日数を要しますので、直近で納められた場合には、請求の際に必ず領収証書をご持参ください。
- 本人または、同一世帯員以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。
- 町・県民税関係の証明発行は、1月1日(賦課期日)に長与町にお住まいの方で、前年中の所得について申告されている方が対象です。
- 年の途中で取得された土地・家屋について証明を請求される場合は、所有権移転の内容が分かる登記簿謄本または登記済証をご提示ください。
- 住宅用家屋証明を請求する場合は、家屋の内容などによりご提示いただく書類も異なりますので、固定資産税係へお問い合わせください。(郵送による申請はできません)
- 地籍図などの写しが必要な場合の種類・手数料については、固定資産税係へお問い合わせください。

▶ 郵送請求の方法

長与町外に居住されている方または申請者本人が窓口に行くことができない場合は、郵送でも証明を取ることができます。(申請できる証明書は、前記の「証明書の種類」にある証明書です。ただし住宅用家屋証明を除く)

①証明願

郵送用申請書、または便箋などの白紙に次の事項を記入してください。

(証明願の必要事項)

- 申請者の住(居)所、氏名(名称)、電話番号(電話番号は平日の昼間に連絡がとれる番号)
- 申請者と必要な方との続柄
- 証明が必要な年度の1月1日現在の長与町での住所、所在地
- 証明が必要な方の氏名(名称)、生年月日(変更があったときは旧氏名を併記)
- 必要な証明の種類・年度・枚数
- 物件の所在地(固定資産税関係の証明で特定物件の証明が必要な場合)
- 車両番号、定置場(軽自動車の納税証明書が必要な場合)
- 使用目的(提出先)

②手数料

郵便局で定額小為替(証明手数料に必要な金額)を求め同封してください。

③返信用封筒

申請者本人の現住所・氏名を記入し、郵便切手をお貼りください。

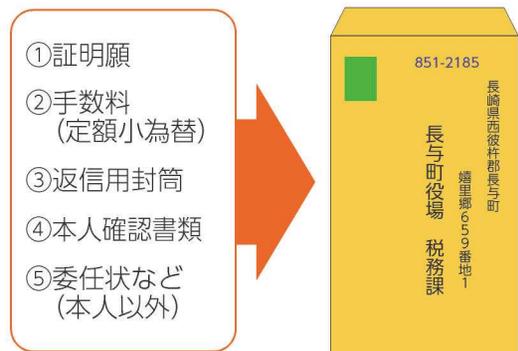
④本人確認書類

申請者本人の運転免許証、健康保険証などの写しを同封してください。

※健康保険証の写しを取る場合は、保険者番号および被保険者等記号、番号が見えないようにマスキングをしてください。

⑤その他

- 本人以外の方が証明を申請される場合は委任状などが必要です。
- 相続人の方が申請される場合は、相続権が確認できるもの(戸籍・除籍謄本など)が必要です。



各種相談・税金